

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0894)

第2回特定最低賃金専門部会(鉄鋼)

令和6年10月24日 非公開

開催日時	令和6年10月24日	16時00分～16時50分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名です。 従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、本日は、使用者代表委員の [] 委員は所用により欠席でございます。 また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願ひいたします。
-----	---

事務局	<p>ただいまから、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、[REDACTED]部会長にお願いいたします。 よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>議題(1) 特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に事務局から説明がございますのでお願ひいたします。</p>
事務局	<p>本日の議事の進行につきましてご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金改正額が、本日の専門部会でのご審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続きを行っていただることになります。</p> <p>他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日のご審議のなかで、個別協議が必要になった場合には、別室を用意しておりますのでご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局の説明のとおりといたします。</p> <p>これからは、特定最低賃金改正額の審議に入らせていただきます。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引き上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。</p> <p>できましたら、全会一致で取りまとめができますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、労働者側委員からご意見をお願いします。</p> <p>[REDACTED] 委員お願いいたします。</p>
[REDACTED] 委員	<p>はい、労働側委員の[REDACTED]です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、早速金額提示等をしたいと思います。</p> <p>特定最低賃金は、県内全ての労働者に適用されるセーフティネ</p>

	<p>ットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が必要だと考えています。</p> <p>具体的な金額について、連合本部が9月に公表した、都道府県別リビングウェイジでの、労働者が最低限の生活を営むことができるために必要な賃金水準ですが、これの群馬県の時間額は1,100円となっています。</p> <p>ここを目指して83円を要求いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、使用者委員の[]です。</p> <p>83円ですが、私共としては、このところずっとと言われています日銀で言うインフレのターゲットが2%となっていて、現行額1,017円に2%をかけて20.34円、端数切り捨ての20円をご回答いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方の意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引き上げ額83円のご提示がありましたが、使用者側委員からは20円のご提示でした。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともでございますが、63円の開きがあり金額の開きが大きいようです。</p> <p>労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか、ということでご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>それでは再び労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
委員	<p>[] 委員お願いします。</p> <p>歩み寄りをということですが、2030年までに時給1,500円を達成するために、現行との差額は483円となります。</p> <p>これを7年かけて上げていくために69円を要求したいと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは使用者側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
委員	<p>はい、世間的な話ですが、賃上げ水準が5%程度となっています</p>

	<p>ので、今回はその半分の 2.5% の 25.425 円。 端数を切り捨て 25 円の回答をさせていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは、引き上げ額 69 円を提示され、使用者側委員からは 25 円が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩みよれないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>はい、労働側委員の [] です。 続きまして、2024 年春闘で連合群馬の集計した結果を見ますと、賃上げ率は 6.4% となっております。これを現行額の 1,017 円にかけて 65.08 円、切り上げて 66 円を要求します。 よろしくお願ひします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 それでは使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>使用者側委員の [] でございます。 今、連合群馬の賃上げ率 6.4% とのお話がありましたが、ダイレクトにその数字ではなくて、帝国データバンクが調査をしております価格転嫁率が 45% という数字です。6.4% をかけて 2.88%。 これに現行額の 1,017 円をかけて 29.29 円、端数を切り捨てて 29 円の回答をいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。 労使双方が歩み寄っていただいており、金額の開きが縮まって来ていますが、まだ開きがあるようです。 賃金引上げについて、年々社会的関心は高くなっていますが、一方で原材料費などの高騰があって経営者を悩ます要因もありますが、特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に發揮していただいて設定されるという性格のものであります。 この趣旨をお汲みいただいた上で、再びご意見をお願いしたいと思います。 それでは、労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>

委員	<p>労働者側委員の [] です。</p> <p>先ほどは、連合群馬集計分の 6.4% をかけて端数を切り上げましたが、今度は端数切り捨ての 65 円を要求いたします。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい、使用者側委員の [] でございます。</p> <p>先々、特定最賃を地賃に飲み込ませたいという考えがあり、したがって地賃と同額の賃上げは考えていないところです。</p> <p>先ほどは 2.88% と申しましたが、端数切り上げ 3 %。</p> <p>これに現行額 1,017 円をかけて 30.51 円、端数を切り捨て 30 円と回答いたします。</p>
部会長	<p>労使のご意見が少しずつ歩み寄っていただいていると存じます。</p> <p>先ほども申し上げましたが、特定最低賃金が労使委員の皆様がイニシアティブを十分に發揮することにより、円滑な審議がなされるものと理解しております。</p> <p>このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思います。ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員、お願ひいたします。</p>
委員	<p>労働者側委員の [] です。</p> <p>労働側としましては、地賃の妥結額と同額またはそれ以上の金額の引き上げが必要と考えていますが、歩み寄りは必要と考えております。</p> <p>県内 4 業種、それぞれの最低額の加重平均を計算しますと 1,127 円となっております。これに、頻繁に購入する品目の消費者物価指数は 5.4% となっていますので、これをかけて 60.858 円、端数切り上げて 61 円を要求します。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>使用者側委員の [] でございます。</p> <p>2023 年度の前橋市の消費者物価指数、総合指数ですけれども、</p>

	<p>前年同期比 3.2% 上昇したところであります。 これを現行額にかけまして 32.54 円、切り捨てて 32 円の回答といたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 労使双方が歩み寄っていただいており、金額の開きが縮まって来てはおりますが、まだ開きがあるようです。もう少し歩みよれないでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>労働者側委員の [] です。 先ほどは 60.858 円の端数を切り上げましたが、今回は端数を切り捨てて 60 円を要求いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい、1 円歩み寄っていただきました。 経団連が集計した、今春闘の中小企業の賃上げ率は 4.01% という数字であります。 これに 1,017 円をかけまして 40.78 円、端数を切り捨てて 40 円と回答いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 引き続き労使双方が歩み寄っていただいており、金額の開きが縮まって来てはおりますが、まだ開きがあるようです。もう少し歩みよりがお願いできればと思いますがいかがでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
委員	<p>労働者側委員の [] です。 まだ金額に隔たりがあり歩み寄りが必要とのことですので、こちらとしても歩み寄りをしたいと思います。 先ほどお話しました、中央最低賃金審議会にて頻繁に購入する品目の消費者物価指数の 5.4%、これに 1,017 円をかけて 54.91 円、端数切り上げて 55 円を要求いたします。 よろしくお願ひします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。</p>

委員	<p>使用者側委員の [] でございます。</p> <p>我々がよく使っております第4表の、パートのみの賃上げ率は4.3%となっております。</p> <p>これに1,017円をかけて43.731円、端数切捨てで43円を回答いたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額55円を提示され、使用者側委員からは43円が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩みよりをお願いできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>先ほどは54.91円で端数を切り上げましたが、今回は端数切り捨ての54円の要求をいたします。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>使用者側委員の [] でございます。</p> <p>連合本部が集計した、今春闘の中小の賃上げ率が4.45%だそうです。</p> <p>これに1,017円をかけて45.256円、端数を切捨てまして45円を回答します。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額54円を提示され、使用者側委員からは45円が提示されております。</p> <p>お互に歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩みよりをお願いできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>労働者側委員の [] です。</p> <p>歩み寄りをとのことですので、現在の4業種の単純平均額は1,008.75円です。</p>

	今年の地賃の賃上げ率は 5.34% でしたので、これをかけて 53.86 円、端数切り捨てで 53 円を要求いたします。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
■ 委員	使用者側委員の ■ でございます。 非常に厳しい数字であります。先ほどと同じ 45 円を引き続き回答いたします。
部会長	ありがとうございました。 労使のご意見が歩み寄っていただいているかと存じます。 先ほども申し上げましたが、特定最低賃金は労使委員の皆様がイニシアティブを十分に發揮することにより円滑な審議がなされるものと理解しております。 このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思います。ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員お願いします。
■ 委員	労働者側委員の ■ です。 労働側としては、先ほどもお話ししましたが、地賃と同額又はそれ以上の引き上げを必要と考えています。 よって、先ほどと同額の 53 円を要求いたします。 よろしくお願ひします。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
■ 委員	使用者側委員の ■ でございます。 ほとんど歩み寄りということで、先ほど回答した 45 円から 1 円を引上げ 46 円の回答とします。
部会長	ありがとうございました。 先ほどより、さらに歩み寄っていただきましたが、まだ金額に隔たりがございますので、もう少し歩み寄りをお願いできればと思います。 労働者側委員はいかがでしょうか。
■ 委員	労働者側委員の ■ です。

	連合本部が集計した今春闘の賃上げ率は 5.1% でした。 これに 1,017 円をかけて 51.87 円、端数切り上げ 52 円を要求いたします。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	使用者側委員の [] です。 引き続き歩み寄りという趣旨で、先ほど回答した 46 円から 1 円歩み寄り 47 円を回答します。
部会長	はい、ありがとうございました。 ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 52 円を提示され、使用者側委員からは 47 円が提示されております。 お互いに歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩みよりをお願いできないうちにどうぞ。 労働者側委員からご意見をお願いします。 [] 委員お願いします。
委員	47 円まで歩み寄っていただきました。 先ほどから部会長よりお話をありましたように、特定最賃は労使のイニシアティブで合意することが望ましいということもあり、ここで労使協議の開催を要求したいと思います。
部会長	ただいま、労働者側委員から労使による協議の申し出がありましたが、これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。
委員	使用者側委員の [] です。 こちらも労使で詰めていきたいと思いますので、労使協議をお願いしたいと思います。
部会長	それでは、使用者側委員のご同意もありましたので、労使による協議を行っていただきたいと思います。 協議のため一時休会といたします。 労使委員の皆様が戻り次第、再開いたします。
事務局	そうしましたら、協議をしていただきます別室をご案内いたします。

【労使協議のため休会】

部会長

よろしいでしょうか。
ご協議お疲れさまでした。
審議を再開させていただきます。
労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからご発言いただけるでしょうか。

■ 委員お願いします。

■ 委員

協議のお時間をいただきまして、ありがとうございました。
先ほど労使で協議した結果をご報告いたします。
結論から申しますと、いただいた時間の中で労使双方の主張をしつつ、最終的には 50 円の金額で合意を得ることができました。
ありがとうございます。
経過については、これから説明をさせていただきます。
まず、私共労働側から、特定最賃につきましては、地賃を下回らない、一定の水準を上回るという考え方の下、今年の地賃が 50 円ということで、連合本部の賃上げ率 5.1% ということもあり 51 円の要求をいたしました。
それに対して、使用者側からは、地域別最賃の引き上げ額を特定最賃が上回ることは考えられないということですが、1 円歩み寄っていただき 48 円の提示をいただきました。
その後、労使双方、主張が平行線をたどりました。金額の歩み寄りは 51 円と 48 円で進みませんでしたが、特賃は労使のイニシアティブを充分に發揮して合意するのが望ましいということで、労働側からは 1 円歩み寄り 50 円の要求をいたしました。
これに対し、使用者側も 1 円歩み寄っていただきまして 49 円の提示をしていただきました。
その後、改めて賃上げについて労使双方の考え方を主張し、協議を行いました。
賃上げの課題の一つに、労務費の価格転嫁が進まないという現状があります。今後、これまで築いてきた労使の関係性を活かし、しっかり労使で取り組んでいくこと、また特定最賃の賃上げの在り方についても協議をしていくことで、使用者側から 50 円の提示をいただきましたので、この金額にて結審をしたいと思います。

これまで、使用者側委員の皆様には、真摯に協議をしていただいたことに感謝を申し上げます。

以上です。

部会長	ありがとうございました。 使用者側委員からもご意見をお願いします。
委員	<p>はい、使用者側委員の [REDACTED] です。</p> <p>結論につきましては、[REDACTED] 委員のお話のとおりであります。</p> <p>私共、本当に、特定最低賃金というのは、屋上屋を架すものであり不要であるという念願の主張がございますので、昭和から続いているこの構造を少し検討していく必要があると、でまあ、今年からと言うと、そんなに急ぐなよと言われまして、これから話し合いをしながら進めていきましょうということになりました。</p> <p>引き続き労使で検討していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの労使委員はご意見ございますでしょうか。</p>
労使委員	【特になし】
部会長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p> <p>ただいま、労働者委員、使用者委員からご発言がございまして、本製造業の最低賃金を 50 円上げまして、時間額 1,067 円とすることで合意されております。</p> <p>公益委員の方はご意見ございませんか。</p>
公益委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それではまとめさせていただきます。</p> <p>労働者側代表委員と使用者側代表委員のご意見のとおり、本製造業の最低賃金額を現行の 1,017 円から 50 円引上げ、時間額で 1,067 円とするということでよろしいでしょうか。</p> <p>各委員の皆様、異議はございませんか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>異議なしを確認いたしました。</p> <p>よって、全会一致で議決いただいたということを確認いたしました。</p>

	<p>ありがとうございました。 それでは、この後の手続きについて事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、説明させていただきます。 全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて手続きを行うこととなります。 つきましては、本専門部会の報告書の案と答申文の案を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、事務局の準備が終わるまで一時休会といたします。</p> <p>【報告書（案）、答申文（案）作成のため休会】</p>
事務局	<p>報告書及び答申文のご用意できましたので、会議の再開をお願いいたします。</p> <p>【報告書（案）、答申文（案）を委員全員に配付】</p>
部会長	<p>はい、それでは、会議を再開いたします。 事務局から、まずは報告書についてご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。 報告書及び答申書の別紙について、今年度金額以外に一部修正がございます。 日本標準産業分類が本年4月1日付けで改定されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用業種の範囲について、カンマ（,）から読点（、）に修正することとされたことから、報告書及び答申書の別紙の「2 適用する使用者」の1ないし2行目に記載されております「鉄管」と「可鍛鉄」の間、3行目の「管理」と「補助的経済活動」の間について、前年度までカンマ（,）であったところ、お手元の案のとおり読点（、）に修正したことをご報告いたします。 それでは、報告書の案を読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>【報告書（案）朗読】</p>
事務局	<p>以上です。</p>

部会長	ただいま、委員の皆様に報告書の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	はい、専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あて報告することいたします。 続いて答申文についてご説明をお願いいたします。
事務局	はい、説明させていただきます。 本日は全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議とさせていただき、答申文は審議会長名で作成しております。 答申文の案を読み上げさせていただきます。 なお、別紙は報告書と同じでございますので時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。
事務局	【答申文（案）朗読】
部会長	ただいま、委員の皆様に答申文の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございます。 ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。
【部会長から労働基準部長に答申文手交】	
部会長	答申が無事終わりました。 各委員の皆様のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。 大変ありがとうございました。 それでは、今後の予定について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局	<p>ご答申をいただきましてありがとうございました。</p> <p>ご答申をいただきましたことに対しまして、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に今後の予定をご説明いたします。</p>
労働基準部 長	<p>改めまして労働基準部長の津田でございます。</p>
	<p>ただいま、■部会長から、令和6年度の鉄鋼製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご答申をいただきました。</p>

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月8日に諮問をさせていただき、その後、委員の皆様には、真摯なご議論を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心から敬意を表する次第でございます。

群馬労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。

併せて、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。

最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。

ご審議、誠にありがとうございました。

事務局

そうしましたら、今後の予定につきまして2点ご説明いたします。

まず1点目でございます。

特定最低賃金の効力発生日についてですが、4業種同一日となっているところでございます。

従いまして、すべての業種の答申が出揃った日を起算日として、異議の申出の公示をさせていただきます。

公示の期間内に異議申出があった場合には11月15日の金曜日に審議会を開催し、異議の審議を行っていただく予定しております。

異議申出がなく、官報公示の手続きを取ることができた場合、効力発生日は最短で12月28日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がズレ、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

2点目でございます。

官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があ

	<p>ります。このため、答申の内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくこといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>今後の予定についてご説明がありました。</p> <p>1点目は、改正額の効力発生日は4業種同一日となっていること。</p> <p>また、今後、異議申し出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は順調にいって12月28日となるということ。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのことです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ではそのようにさせていただきます。</p> <p>最後に、議題(2)その他について、事務局から何かございましたらお願ひいたします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様からは何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。</p>
各側員	【異議なし】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。 ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。
これで第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。
ご審議お疲れさまでした。